

ローカルエアラインで結ぶ観光市場活性化事業・広報クリエイティブ委託業務 仕様書

1 業務名

ローカルエアラインで結ぶ観光市場活性化事業・広報クリエイティブ委託業務

2 業務期間

契約締結日（令和2年12月上旬予定）から令和3年3月31日まで

3 事業概要

（1）目的

「ローカルエアラインで結ぶ観光市場活性化事業」は、県内空港の国内就航路線の航空会社及び就航先DMO等と連携し、就航県相互に観光地の魅力を見出し、情報発信や旅行商品化の促進など観光市場の活性化を図るものである。

令和2年度は注力地域として、規制緩和によって全国11都市とのネットワークが生まれた神戸空港の就航都市2エリアのDMOと連携をスタートし、将来的には、県内空港就航都先と「ローカルtoローカル」のネットワーク構築を目指している。

（2）概要

エアラインで結ばれる2県間の双方向観光市場を活性化させるため、生活者の観光行動を誘発するテーマとして、歴史・文化や自然の要素が異なる拠点をつなぐ、下記の推進活動を四半期ごとのサイクルで実施する。

【四半期ごとのPDCAサイクル】

- ① 就航地間での2WAYテーマの協議・決定
- ② DMO間広報連携
- ③ エアライン連携（機内誌、市民観光アンバサダーなど）
- ④ マーケティング（成果確認）

4 業務内容

「ローカルエアラインで結ぶ観光市場活性化事業」に関する下記（1）～（3）の業務を委託する。実施にあたっては、随時、観光本部ツーリズムプロデューサーと協議、連携しながら進めるものとする。

（1）オウンドメディアの構築及び運営

- ① 観光情報を効果的に発信可能なオンラインメディアの本プロジェクト専用のWEBサイトを構築する。
- ② 継続的な情報発信を行う。
- ③ メールマガジンなどを通じたエンゲージメント向上施策を展開する。

（2）SNSを活用したプロモーション

- ① SNS広告を活用して継続的に読者を獲得する。
- ② 就航先間で読者参加型の市民観光アンバサダーを募集・人材管理のうえ、アンバサダーを活用した広報連携を実施する。

(3) 観光コンテンツのクリエイティブ（制作）

- ① オウンドメディアで配信する記事コンテンツを統一フォーマットで制作する。
- ② 連携エアラインの機内誌に出稿する誌面広告（中面見開き2ページ）を制作する。

5 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の一覧等を記載した「事業完了報告書」を観光本部に提出しなければならない。データは編集可能なものを提出すること。提出したデータは観光本部に帰属することとする。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部
(神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

(3) 提出期限

令和3年3月31日（水）

6 委託料の上限額

委託料の上限額は、3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

7 精算・支払い

請求書を受領後、令和3年4月末日までに精算を行う。なお、部分払いについては協議のうえ認めることがある。

8 留意事項

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと
- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと
- (4) 受託者は、本事業に係るすべての書類、データ・写真またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。公募資料はすべて公開しない。
- (5) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (6) 委託契約の締結
 - ① 契約に関する事務は委託者で行う。
 - ② 委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

③ 契約条項は、委託者において示す。

④ 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

(7) 契約の解除

① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。

② 上記①により契約を解除した場合、本部は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(8) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

(9) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、委託者に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること

(10) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続きや使用権料等は、全て受託者が責任を持ち対応すること

(11) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(12) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。